

第 号  
年 月 日

様

野田市長



時間外保育承諾(不承諾)書

申込みのありました時間外保育について、次のとおり承諾(不承諾と)します。

時間外保育対象児童 の氏名及び生年月日	年 月 日
保 育 所 名	
保 育 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
時 間 外 保 育 の 実 施 時 間	時 分から 時 分まで
保育の実施期間と異 なる場合の時間外 保育の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
不承諾の場合の理由	
摘 要	
備考	<p>1 午後6時を超える保育を利用する場合は、野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則に基づき、延長保育料の徴収の対象となります。</p> <p>2 時間外保育申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。</p> <p>3 時間外保育の実施期間中であっても必要と認められない場合は、時間外保育の実施を解除します。</p>

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。